



チタン及びチタン合金－板及び条

JIS H 4600 : 2012

(JTS/JSA)

平成 24 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 非鉄金属技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	里 達 雄	東京工業大学
(委員)	伊 藤 喜 昌	社団法人日本チタン協会
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	上 本 道 久	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	江 崎 正	一般社団法人電子情報技術産業協会 (ソニー株式会社)
	緒 形 俊 夫	独立行政法人物質・材料研究機構
	鎌 土 重 晴	一般社団法人日本マグネシウム協会 (長岡科学技術大学)
	駒 林 正 士	一般社団法人日本伸銅協会 (三菱マテリアル株式会社)
	中 野 利 彦	株式会社神戸製鋼所
	根 上 和 彦	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	橋 本 隆	公益社団法人自動車技術会(日野自動車株式会社)
	長谷川 隆 代	昭和電線ケーブルシステム株式会社
	林 央	独立行政法人理化学研究所
	星 幸 弘	日本鉱業協会
	吉 田 英 雄	住友軽金属工業株式会社

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 39.7.1 改正：平成 24.4.20

官報公示：平成 24.4.20

原案作成者：社団法人日本チタン協会

(〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-9 大新ビル TEL 03-3295-5958)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会(部長 稲葉 敦)

審議専門委員会：非鉄金属技術専門委員会(委員会長 里 達雄)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類、寸法、仕上方法及び記号	2
5 品質	4
5.1 外観	4
5.2 化学成分	4
5.3 機械的性質	5
5.4 内部性状	6
6 寸法の許容差	6
6.1 厚さの許容差	6
6.2 幅の許容差	7
6.3 長さの許容差	8
6.4 板の平たん度	8
6.5 曲がり	9
7 試験	9
7.1 化学分析試験	9
7.2 引張試験	9
7.3 曲げ試験	10
7.4 内部性状試験	10
7.5 板の平たん度測定方法	10
7.6 条の曲がり測定方法	10
8 検査	10
9 表示	10
附属書 A (参考) 板及び条の代表寸法	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本チタン協会（JTS）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS H 4600:2007**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 氏名：株式会社神戸製鋼所
- － 住所：兵庫県神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
- － 氏名：住友金属工業株式会社
- － 住所：東京都中央区晴海1丁目8番11号

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

日本工業規格

JIS

H 4600 : 2012

チタン及びチタン合金－板及び条

Titanium and titanium alloys－Sheets, plates and strips

1 適用範囲

この規格は、チタン及びチタン合金の板（以下、板という。）及び条（以下、条という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS H 0321 非鉄金属材料の検査通則

JIS H 1610 チタン及びチタン合金－サンプリング方法

JIS H 1612 チタン及びチタン合金中の窒素定量方法

JIS H 1614 チタン及びチタン合金中の鉄定量方法

JIS H 1617 チタン及びチタン合金中の炭素定量方法

JIS H 1619 チタン及びチタン合金－水素定量方法

JIS H 1620 チタン及びチタン合金中の酸素定量方法

JIS H 1621 チタン合金中のパラジウム定量方法

JIS H 1622 チタン合金－アルミニウム定量方法

JIS H 1624 チタン合金－バナジウム定量方法

JIS H 1625 チタン合金－ランタン、セリウム、プラセオジム及びネオジム定量方法

JIS H 1626 チタン合金－硫黄定量方法

JIS H 1630 チタンの発光分光分析方法

JIS H 1631 チタン合金－蛍光 X 線分析方法

JIS Z 2241 金属材料引張試験方法

JIS Z 2248 金属材料曲げ試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

板

断面が長方形の圧延材。通常は、スリット切断、シャー切断又はソーカットなどをした直線形状のものをいう。